

令和 7 年 3 月八戸市議会定例会

報 告 事 件

(そ の 2)

3 月 市 議 会 定 例 会 に 報 告 す べ き 事 件

報告第 4 号 専決処分の報告について
 （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること
 の専決処分）

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和 7 年 3 月21日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和 7 年 1 月20日に市立鯨中学校隣地において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第 4 号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市立鮫中学校で野球の練習中に防球ネットを越えたボールによる自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月10日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 122,012円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。